

所得月額の計算方法 (平成25年10月現在)

あなたの世帯の所得月額は、まず収入の種類ごとに1年間の総所得金額を計算して、それから当てはまる控除金額を全て差し引いた残りの金額を12で割ったものです。

■ 計算にあたっての注意事項

計算の対象となる収入の種類	ア 給料等による収入	給料、賞与、残業その他の手当、自己の受けている恩給、年金等で課税対象となるもの。
	イ 事業、日雇等による収入	総所得金額：事業による総売上げ額、日雇等の日給額から事業に必要な経費を控除した後の額、利子配当等で課税対象となるもの。
所得から除外されるもの	ア 遺族が受給している恩給及び年金 イ 生活保護の扶助料、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当、仕送りによる収入等	
復業・復職された方	復業・復職した月の翌月からの収入により、「所得月額の計算方法」(11ページの5)で計算してください。	
休業・休職中の方	申込み時0円の場合は市県民税課税額証明書に記載された前年の所得で計算してください。	
無収入として扱わない方	ア 退職を予定している方であっても申込時に勤務している方	
	イ アルバイト・パート等であっても申込時に収入のある方	
2人に収入があるとき	入居する方全員(婚約者も含む)の所得金額を個別に算出して合算します。	
遠隔地扶養とは	所得税法に基づいた扶養家族をいい、単に仕送りをしているというだけでは該当しません。	

■ 所得金額の計算方法

平成24年中の年間総所得金額は、収入の種類により、それぞれの証明書等に記載された所得金額等を記入してください。

	収入の種類	年間所得金額
給与所得	平成24年1月1日以前から引き続き勤務している方	平成25年度市県民税課税額(所得)証明書「合計所得金額」又は平成24年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
年金所得	平成24年1月1日以前から公的年金を受給している方	平成25年度市県民税課税額(所得)証明書「合計所得金額」又は平成24年分源泉徴収票の「支払い金額」より計算した額
事業所得	平成24年1月1日以前から引き続き事業している方	平成25年度市県民税課税額(所得)証明書「合計所得金額」又は平成24年分確定申告書の「所得金額」

■ 各控除の内容及び控除額について

世帯の所得金額から次の控除金額を差し引いてください。区分1の親族控除は、全ての世帯に該当します。さらに区分2~7の控除は、あなたの世帯に老人控除対象配偶者、老人扶養親族、省令第1条第3号ハに定める親族、寡婦・寡夫、障害者、特別障害者がいる場合は、該当する控除金額を差し引いてください。

区分	控除の種類	計算対象となる期間及び金額	控除金額	備考
1	親族控除	申込本人を除く入居しようとする親族で同居及び同居しようとする方、ならびに所得税法上遠隔地扶養の対象となっている方(胎児は含みません。)	1人につき年 380,000円	必ず控除してください。
2	老人控除対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上(昭和18年10月16日以前の生まれ)の方	1人につき年 100,000円	
3	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢70歳以上(昭和18年10月16日以前の生まれ)の方		
4	省令第1条第3号ハに定める親族	所得税法上の扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満(平成2年10月17日~平成9年10月16日生まれ)の方(配偶者の場合は除きます。)	1人につき年 250,000円	
5	寡婦 寡夫 控除	申込本人又は同居親族で次の(1)と(2)のいずれにもあてはまる女性は「寡婦」、(1)と(3)のいずれにもあてはまる男性は「寡夫」になります。 (1)配偶者と死別し、又は離婚してから婚姻していないこと。あるいは配偶者の生死が不明であること。 (2)扶養親族か、又は生計を一にする子があること。この場合の「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、所得の金額が38万円を超えている子は含まれません。ただし、夫と死別してから婚姻をしていない方や夫の生死が不明である方で所得の金額が500万円以下の方は扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。 (3)「寡夫」は所得が500万円以下の男性で生計を一にする子があること。 (注)「配偶者の生死が不明」とは一般に3年以上その方の生死が明らかでない場合をいいます。	1人につき年 270,000円 以下	該当する方で所得のある場合に限り控除できます。ただし、所得が控除額未満(寡婦寡夫27万円未満)の場合は、その所得まで控除できます。
6	障害者控除	次の(1)から(8)のいずれかに該当する方 (1)心神喪失の状況にある方……特別障害者となります。 (2)精神衛生鑑定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。 (3)精神に障害がある方で厚生労働大臣又は都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の程度と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方……このうち、障害の程度が国民年金及び厚生年金の1級の方は、特別障害者となります。 (4)身体障害者手帳の交付を受けている方(身体障害者福祉法第4条)。このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。 (5)戦傷病者手帳の交付を受けている方(戦傷病者特別援護法第4条)。このうち恩給法別表第1号表の二の特別項症から第3項症までの方は特別障害者となります。 (6)原爆被爆者のうち、その負傷又は疾病が原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方……特別障害者となります。 (7)常に就床を要し複雑な介護を要する方……特別障害者となります。 (8)年齢65歳以上で、その障害の程度が(1)から(4)までに該当する方と同程度であることの福祉事務所長の認定を受けた方。このうち(1)から(4)までの特別障害者と同程度の障害のある方は特別障害者となります。	1人につき年 270,000円	6と7を重複して控除することはできません。
7	特別障害者控除		1人につき年 400,000円	

※なお、所得税法等の改正の場合は、控除金額や算定方法が変更されます。

所得月額の計算方法 (続き)

1 年間総収入金額あるいは年間総所得金額を次の表により確認してください。

あなたの勤務、事業、日雇等の状態が下の表の区分番号1~12のいずれに該当するのか、判断し、該当する年間総収入金額又は年間総所得金額を確認してから順序にしたがい、計算をしてください。また、年金以外に収入のある方は個別に所得金額を算出して合算してください。

収入の種類	区分番号	あなたの勤務、事業、日雇い等の状態	計算対象となる期間及び金額	端数整理
年金の方	1	遺族年金、障害年金等法律により非課税とされているもの	非課税のため計算の対象にはなりません。	
	2	国民年金、厚生年金、公務員共済年金等	平成24年1月1日から平成24年12月31日までの年金額(源泉徴収票の支払金額)(源泉徴収票又は改定通知書)	端数整理をしない。
給与の方	3	現在の勤務先に平成24年1月1日以前から引き続き勤務している方	平成24年中間総収入金額 (平成24年分の源泉徴収票の支払金額)	左の区分番号3~7までの年間総収入金額を次により端数整理してください。 年間総収入金額が
	4	現在の勤務先に平成24年1月2日以降就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した月の翌月から1年間の年間総収入金額 (勤務先が証明する支払金額)	ア 1,628,000円未満 6,600,000円以上は端数整理しないで②・③・④へ進む。
	5	現在の勤務先に就職し、現在まで勤務期間が1年未満で、2ヵ月分以上の給料を支給された方	勤務した月の翌月から平成25年9月までの総収入金額から計算した推定年間総収入金額 $\left[\frac{\text{勤務した月の翌月分} \sim \text{平成25年9月分までの税込み収入、ただし賞与を除く}}{\text{(上記期間の月数)}} \times 12 \right]$ + 支払済の賞与等 = 推定年間総収入金額	イ 1,628,000円以上~6,599,999円以下は次により端数整理をして②・③・④へ進む。 $\frac{\text{総収入金額}}{4,000} = \frac{\text{ (小数点以下を切り捨てる) }}{\text{端数整理後}}$
	6	現在の勤務先に就職し、まだ2ヵ月分以上の給料を支給されていない方	雇用条件により支給される月給額×12で計算した推定年間総収入金額又は、雇用条件により支給される月給額×12+支払済の賞与等で計算した推定年間総収入金額 $\frac{2,979,369}{4,000} = 744(744.84225)$ 【例】 $744 \times 4,000 = 2,976,000$	
日雇の方	7	平成24年1月2日以降に日雇を始めたとき(日雇とは勤務先及び勤務日が不特定な方)	日給×1ヵ月の平均稼働日数×12で算出される推定年間総収入金額	
	8	平成24年1月1日以前から現在まで継続して日雇をしているとき(日雇とは勤務先及び勤務日が不特定な方)	平成24年中の年間所得金額 (収支明細書に基づく年間所得金額)	
事業の方	9	平成24年1月1日以前から継続して同じ事業をしている方	平成24年中の年間所得金額 (収支明細書に基づく年間所得金額)	
	10	平成24年1月2日以降に事業を始め現在までに1年以上たっている方	事業を始めた月の翌月分から1年間の総所得金額 (年間収入金額-必要経費=所得金額)	
	11	事業を始めて現在までに1年未満で1ヵ月以上たっている方	事業を始めた月の翌月分から平成25年9月分までの収入金額-必要経費 $\left[\frac{\text{事業を始めた翌月} \sim \text{平成25年9月分までの収入金額} - \text{必要経費}}{\text{(上記期間の月数)}} \times 12 \right]$ = 推定年間所得金額	区分番号8~12は端数整理をしないで③・④に計算を進めてください。
	12	事業を始め、現在までに1ヵ月にならない方	事業を始めてから現在までの総売上額及び経費から計算した推定年間所得金額	

2 年間総収入金額から所得金額を計算してください。

①の収入の種類区分番号2~7に該当する方

年金所得の方

65歳以上の人	1,200,000円未満	0円	年金の金額 - 1,200,000円 = 所得金額
	1,200,000円以上 3,300,000円未満	年金の金額 × 0.75 - 375,000円	= 所得金額
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の金額 × 0.85 - 785,000円	= 所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の金額 × 0.95 - 1,555,000円	= 所得金額
65歳未満の人	700,000円未満	0円	年金の金額 - 700,000円 = 所得金額
	700,000円以上 1,300,000円未満	年金の金額 × 0.75 - 375,000円	= 所得金額
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の金額 × 0.85 - 785,000円	= 所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の金額 × 0.95 - 1,555,000円	= 所得金額

給料所得の方 (端数整理後の金額)

年間総収入金額	所得の計算式
651,000円未満	0円とする
651,000円以上 1,619,000円未満	総収入金額 - 650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円とする
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円とする
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円とする
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円とする
1,628,000円以上 1,800,000円未満	総収入金額 × 0.6
1,800,000円以上 3,600,000円未満	総収入金額 × 0.7 - 180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	総収入金額 × 0.8 - 540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円以上	総収入金額 × 0.95 - 1,700,000円

上記計算式により算出した所得金額

3 所得金額から差引くための控除金額を計算してください。

計算にあたっては、P.10「各控除の内容及び控除額について」を参照し、世帯の状況にあわせて該当するものを計算してください。

符号	控除の種類	控除の内容及び金額	控除金額
1	親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族	380,000円 × 人 = 円
2	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の老人控除対象配偶者がいるとき	100,000円 × 人 = 円
3	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の老人扶養親族がいるとき	100,000円 × 人 = 円
4	省令第3号に定める親族	所得税法の扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の方がいるとき	250,000円 × 人 = 円
5	寡婦寡夫控除	所得がある寡婦又は寡夫(ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得のみ控除)	270,000円 × 人 = 円
6	障害者控除	障害者がいるとき	270,000円 × 人 = 円
7	特別障害者控除	特別障害者がいるとき	400,000円 × 人 = 円

該当する控除金額 円(親族控除金額1) + 円(2+3+4+5+6+7) = 円(控除額合計金額)

4 所得月額の計算方法

$$\text{本人の所得金額} + \text{家族の所得金額} - \text{控除額合計金額} = \text{世帯の所得金額} \div 12$$

上記の計算式により世帯の所得月額を計算してください。
2人の収入があるときは、個別に所得金額を計算して合算してください。

所得区分